



日本震災パートナーズ株式会社
Shinsai Partners Inc.

2007 日本震災パートナーズの現状 Shinsai Partners Inc.

ごあいさつ

日本震災パートナーズ株式会社は、保険と銀行出身の若手金融プロフェッショナルが中心となって設立した独立系の新しい会社です。2006年4月の保険業法改正により、少額短期保険業という新しい保険業態が生まれ、当社は、その第1号として2006年10月27日に登録を完了いたしました。

当社は、多様化するお客様のニーズに応えるべく、お客様が真に必要なとしている保険商品を、既成概念にとらわれることなく、自由な発想で開発・提供していくことをモットーとしております。

当社が販売する地震被災者のための生活再建費用保険「リスタ」は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの震災の教訓を踏まえ、まったく新しいコンセプトのもと開発されました。リスタは、いつ、どこで発生してもおかしくない大震災に備えて、簡単に、手ごろな保険料ですぐに加入できるように設計されており、地震被災者が、被災後に安全な住環境を確保し、生活を再建するために必要な費用を迅速に補償します。

地震被災者の生活再建費用については、国による支援（いわゆる「公助」）に限界があるといわれており、国民一人ひとりが自ら災害に備えるという「自助」の意識をもつことの重要性が急速に高まっております。そのような中で、保険が有するいざというときの補償機能が「自助」の一手段として大きな役割を果たせるのではないかと期待が集まっております。リスタは、そのような期待に応えることができる社会的意義の高い商品として位置づけられます。

2006年12月1日から、インターネットおよびコールセンターを活用したダイレクト販売（直販）によって、リスタを募集しておりましたが、販売開始直後の4ヶ月間は、設立して間もない新しい会社が、今までにないコンセプトの新しい保険商品を国民の皆様にも効率よくお届けすることの難しさを経験する期間となりました。

2007年4月より、リスタという新しい商品の認知を効率よく高めるという課題に対処するため、ダイレクト販売（直販）に加えて、代理店チャネルを活用した募集を開始しております。

日本震災パートナーズ株式会社社員一同、生まれたてのフレッシュな会社として、保険金不払い等の問題によって保険業界が失いつつある国民の皆様からの信頼を回復する役割の一端を担いたいという想いを胸に、日々業務に邁進しております。今後とも、皆様からのより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日本震災パートナーズ株式会社
代表取締役社長 多田健太郎



目次

I. 会社の概要および組織	1
1. 経営理念	1
2. 会社の特色	2
3. 会社の沿革	2
4. 経営の組織	3
① 当社の組織	3
② 店舗所在地	3
5. 株主・株式の状況	4
6. 役員の状況	5
II. 主要な業務の内容	6
1. 取扱商品	6
2. 各種サービス	8
① お客様サービスセンター	8
② お客様コールセンター	8
③ 地震リスク簡易診断のご提供	8
3. 保険金のお支払	9
① 保険金お支払までの流れ	9
② 保険金の支払漏れ防止について	10
4. 再保険の状況	11
5. 保険募集体制	12
① ダイレクト販売（直販）の仕組み	12
② 少額短期保険募集人による募集の仕組み	13
③ 当社の勧誘方針	14
III. 主要な業務に関する事項	15
1. 2006 事業年度における業務の概況	15
2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	17
3. 直近の2事業年度における業務の状況	18
① 主要な業務の状況を示す指標等	18
② 保険契約に関する指標等	20
③ 経理に関する指標等	22
④ 資産運用に関する指標等	23
4. 責任準備金の残高の内訳	24
IV. 運営に関する事項	25
1. リスク管理の体制	25
2. 法令遵守の体制	25



3. 個人情報の取り扱いについて.....	26
V. 財産の状況	28
1. 計算書類	28
① 貸借対照表	28
② 損益計算書	31
③ キャッシュ・フロー計算書.....	33
④ 株主資本等変動計算書.....	34
2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	36
3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益.....	37
4. 計算書類の会計監査人の監査.....	37
5. 財務諸表の正確性について.....	37

I. 会社の概要および組織

1. 経営理念

当社の経営理念は次のとおりです。

- ① 地震専門保険会社の先駆者として、社会からの期待と信頼に応える。
- ② 社員一人ひとりの知的創造力を尊重した、笑顔の絶えない理想的な職場を創る。
- ③ お客さまの笑顔のために、ニーズに基づいたわかりやすい商品と、プロフェッショナルなサービスを提供する。
- ④ スピード感あふれる効率経営で株主価値を最大化する。

2. 会社の特色

当社は、地震によって被災した後の生活再建を支援することを目的とした日本初の「地震被災者のための生活再建費用保険」（愛称：Resta（リスタ））を販売する少額短期保険業者です。

少額短期保険業とは、ミニ保険とも表現されるように、平成18年4月1日に行なわれた保険業法の改正により、保険業を担いながらも機動性を発揮できる小回りの効く補償提供を可能とする保険業態です。賃貸入居者向けの家財共済など、根拠法のない共済事業者も数多く少額短期保険業者として登録に向けて準備を進めており、今後様々な少額短期保険業者が、多様化する国民のニーズに応え、ユニークで独自性のある保険商品を提供していくことが予想されています。

当社は、少額短期保険業者の第1号として、平成18年10月27日に登録を完了し（登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第1号）、平成18年12月1日から「地震被災者のための生活再建費用保険」（愛称：Resta（リスタ））の販売を開始した、既存の共済事業等を母体としない新しい独立系の会社です。

また、当社は経営理念に基づき、NPO法人 阪神・淡路大震災「1.17 希望の灯り」の賛助会員になっております。

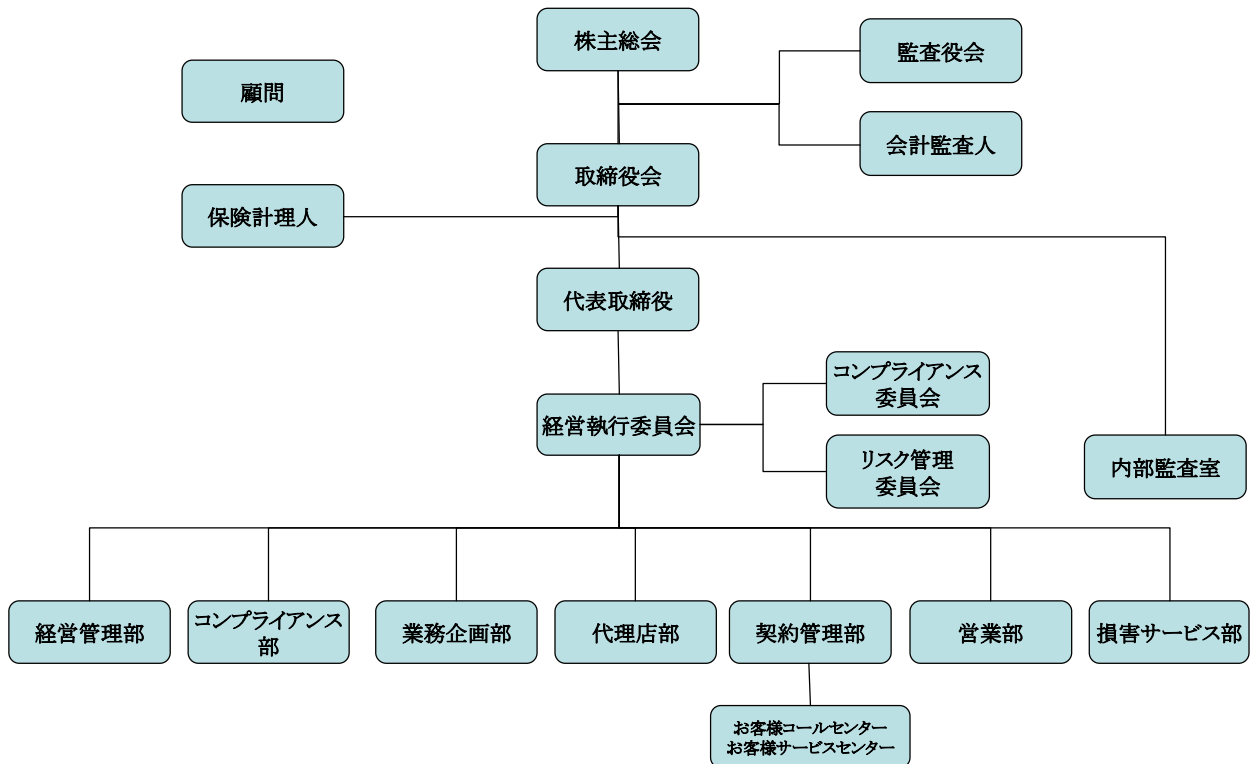
3. 会社の沿革

平成18年4月3日	創立 (創立時会社名称 日本地震補償株式会社)
平成18年7月1日	日本震災パートナーズ株式会社へ商号変更
平成18年10月27日	少額短期保険業者登録 (関東財務局長（少額短期保険）第1号)
平成18年12月1日	「地震被災者のための生活再建費用保険」（Resta（リスタ））販売開始

4. 経営の組織

① 当社の組織

(平成 19 年 7 月 25 日現在)



② 店舗所在地

本社 : 〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-1-30 イタリア文化会館ビル
03 - 3261 - 5176 (代)

支社等 : 現在支社等はありません。

5. 株主・株式の状況

(1) 株式数

発行可能株式総数	20,000 株
発行済株式の総数	9,612 株

(2) 平成 18 年度末株主数 42 名

(3) 主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (株)	持株比率 (%)
投資事業組合オリックス 10 号	666	6.93
SBI ビービー・モバイル投資事業有限責任組合	638	6.64
SBI ビービー・メディア投資事業有限責任組合	638	6.64
安達慶高	556	5.78
齊藤福光	549	5.71
株式会社ウィルソン	401	4.17
土屋継	400	4.16
SBI ブロードバンドファンド 1 号投資事業有限責任組合	396	4.12
伊藤忠商事株式会社	335	3.49
AJI 新事業拡大ファンド投資事業有限責任組合	335	3.49

6. 役員の状況

(平成19年7月25日現在)

役職名	氏名	地位及び担当
代表取締役社長	多田 健太郎	最高経営責任者 損害サービス部長 コンプライアンス担当
代表取締役副社長	齊藤 福光	最高財務責任者 経営管理部長
取締役	荒川 拓也	執行役員 営業部長
取締役	長谷川 進	社外取締役
監査役	笈川 義基	常勤監査役
監査役	伊藤 哲男	社外監査役
監査役	鈴木 康之	社外監査役

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 取扱商品

当社では、地震によって被災した後の生活再建を支援することを目的とした、日本初の「地震被災者のための生活再建費用保険」（愛称：Resta（リスタ））（以下「リスタ」といいます。）を販売しております。

この商品には次のような特長があります。

(1) 震災で被災後の「生活再建」をバックアップ

リスタは、地震等で被災した建物の再建のみに注目するのではなく、地震等で被災した被災者の生活再建にも注目した保険商品です。

そのような点からリスタの補償金額のご加入限度額は、建物の価額により決まるのではなく、建物に居住する世帯人数により決まります。

リスタにより、地震等による被災後の生活再建費用を世帯人数に応じてご準備することができます。

(2) 保険料は構造区分・地域区分によりリスク細分化

日本は、地震大国とも言われておりますが、地域により地震が発生する可能性は異なっております。

また、建物の構造によっても地震による被害の発生確率は異なります。

当社では適切な保険料でリスタが提供できるよう構造区分と地域区分により保険料を細分化しております。

(3) 火災保険の有無に関わらず契約可能

リスタは、建物の再建のみに注目した保険ではなく、地震等の被災後における被災者の生活再建にも注目した保険で、火災保険や地震保険が付されている住居に加え、火災保険や地震保険が付されていない住居でも、当社の定める条件に合致すれば契約することができます。

(4) 保険金の支払基準が明確

リスタは、政府の定める災害の被害認定（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定）により、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊」および「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの」の区分に応じて所定の保険金額を保険金としてお支払します。

(5) ホームページでのご契約申込

保険料をクレジットカードの利用によりお支払いいただく場合には、ホームページ上で契約申込を完結させることもできます。

2. 各種サービス

① お客様サービスセンター

当社では、お客様サービスセンターを開設し、フリーダイヤルで専門のスタッフがお客様からの保険内容のご相談をお受けしております。

また、お客様サービスセンターでは地震等で被災した場合の事故のご連絡も受け付けております。

② お客様コールセンター

当社では、お客様サービスセンターとは別にお客様コールセンターを開設しております。

お客様コールセンターでは専門のスタッフがリスタにご興味のあるお客様からのお電話をお受けし、リスタの商品説明を丁寧に行なっております。

③ 地震リスク簡易診断のご提供

当社ホームページ上では「地震リスク簡易診断」をご提供しております。

お住まいのご住所を入力するだけで、お住まいの地域について、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率を、最も危険度の高い S から最も危険度の低い F までのランクで簡易に診断することができます。

3. 保険金のお支払

万一お客様が震災等で被災された場合には、当社スタッフが迅速に対応できるような体制を整えております。

① 保険金お支払までの流れ

(1) 地震発生

当社スタッフは、地震発生後の被災状況をモニタリングしております。住居等に被害を及ぼすような大きな地震が発生した場合には、緊急の対策チームを設置し被災地の被害状況を把握すると共に、必要に応じて先遣隊が地震被害の想定される地域を訪れ被害状況の確認を行ないます。

また、地震の被害状況の把握と平行し、当社の契約管理部門のスタッフは被害地域にあるリスタのご契約を抽出し被災地域契約の現状把握に努めることにより、能動的かつ的確・迅速に保険金をお支払いできる体制を準備いたします。

あわせて、お客様への保険金の支払いを円滑に処理するために、地震が発生したことと被害状況の見込みを再保険会社に連絡いたします。

(2) 損害発生のご通知

お客様から損害発生の通知をお受けした場合、または当社から被害地域のお客様にご連絡し、お客様の住居の損害発生を知った場合には、当社のスタッフが丁寧にその後のご対応をご説明させていただきます。

(3) ご契約の確認と保険金請求書類等の発送

お客様からの損害発生通知により、当社のご契約内容の確認とお客様あて保険金請求書類等の発送を行います。

(4) お客様からの保険金ご請求

お客様から被害に応じた保険金のご請求をお受けいたします。

保険金のご請求の際の主な提出書類は以下のとおりです。

ア 保険金請求書

イ リ災証明書

ウ 住民票の写し（世帯全員の氏名が記載されたものとします。）

エ 建物登記簿謄本

オ リ災証明書および住民票の写しにより世帯人数が確認できない場合においては、当該確認を行うために弊社が要求する書類

カ 建物登記簿謄本によりお客様のお住まいの構造区分および用途が確認できない場合においては、当該確認を行うために弊社が要求する建築計画概

要書、建築確認証明書その他の書類
キ その他弊社が要求する書類

(5) 保険金のお支払い

特に調査に時間を要する場合を除き、お客様が保険金の請求書類を提出した日の翌日から起算して30日以内に、保険金をお支払いします。

② 保険金の支払漏れ防止について

当社では、地震の発生により、リストの保険金支払の可能性があるかどうかを推定、予測いたします。

当社では、当社が把握した被害状況の予測をもとに、保険金の支払漏れが発生することのないよう、お住まいの建物に損害が発生したもしくは損害が発生したと予想される被災地域のお客様に対して、ご照会、ご連絡することを心がけております。

4. 再保険の状況

リスタは地震保険と異なり、政府による保証が付された再保険制度の適用を受けておりません。

当社では、お客様が被災され、その後保険金のご請求をされた場合に、迅速に保険金のお支払いに対応できるよう国外の再保険会社と再保険契約を締結しております。

再保険会社の選定につきましては、再保険会社の財務格付などを基に当社取締役会で決定されております。

現状では、スタンダード&プアーズ社による格付けで A-（シングル A マイナス）以上の格付けを有する再保険会社、またはそれと同等の財務格付けを有する再保険会社により、当社の再保険契約は引き受けられております。

再保険契約により、関東大震災級の巨大な地震が発生した場合でも確実に保険金のお支払ができる体制を整えております。

5. 保険募集体制

リストの募集は、当社のホームページおよびコールセンターを利用したダイレクト販売（直販）と少額短期保険募集人による代理店募集により行なわれております。

① ダイレクト販売（直販）の仕組み

申込書の郵送とインターネット申込みによる2つの方法で、ダイレクト販売（直販）の受付体制が整えられております。

(1) 申込書の郵送による申込み

お客様からのリストの資料請求にもとづき、当社から、パンフレット、保険約款集、契約概要、注意喚起情報、申込書を送付いたします。

リスト加入をご希望されるお客様から、専用の返信封筒にて申込書をご返送いただくことによって、申込手続きが完了いたします。

保険料の払込方法は、銀行もしくは郵便局での口座振替、クレジットカードによる支払い、またはコンビニエンスストアでの払込をご選択いただくことが可能ですが、ご選択いただいた払込方法およびお客様からご返送いただいた申込書の当社への到着日によって、保険契約の補償の開始日が異なります。

(2) インターネット申込み

当社ホームページ上で、商品の内容をご説明し、「契約概要」と「注意喚起情報」をご一読いただくようご案内いたします。

リスト加入をご希望されるお客様に対しては、申込に必要な事項を契約情報入力画面に入力していただくようご案内いたします。

入力された情報を確認の上、当社宛てにインターネット経由で送信していただくことによって、申込手続きが完了いたします。

保険料の払込方法は、クレジットカードによる支払いのみとなりますが、申込日（インターネット上でクレジットカードの有効性を確認できた日）の翌日から保険契約の補償が開始されますので、大変スピーディな契約手続きが可能です。

リストは、ホームページ上での商品説明および契約申込が可能なシンプルな仕組みの商品ですが、お客様の多様なニーズの中から個々のお客様の個別のニーズに則した、的確な商品説明を実施するため、2007 年度中に、動画や音声案内を活用したツールをホームページに導入し、より分かりやすく、より使いやすいホームページを構築する予定です。

② 少額短期保険募集人による募集の仕組み

(1) 少額短期保険募集人とは

少額短期保険募集人は、少額短期保険業の創設とともに新しく導入された少額短期保険業固有の募集人制度です。

少額短期保険募集人となるためには、従来の損害保険および生命保険の募集人資格とは別に少額短期保険募集人としての資格が必要とされます。

(2) 少額短期保険募集人の当社における位置付け

リストの募集を行なう当社の少額短期保険募集人は、リスト募集の媒介を担っております。従って、当社の少額短期保険募集人は、リスト募集に際し、商品内容の詳しいご説明、ご質問に対するご回答、契約概要や注意喚起情報のご説明は致しますが、契約締結権や告知受領権がないほか、保険料の領収も行なうことができません。

(3) 少額短期保険募集人の教育

リスト募集のための少額短期保険募集人になるためには、少額短期保険募集人の資格試験の取得に加え、リストの商品知識に関する事前研修を義務付けております。

また、リスト募集のための少額短期保険募集人となった後も、リストの商品内容やコンプライアンスなどについて、定期的に研修を行い、少額短期保険募集人として自覚と自信を持った募集活動ができるよう丁寧にフォローしております。

(4) 登録代理店数

38店（平成19年7月2日現在）

③ 当社の勧誘方針

お客さまへの保険販売・勧誘にあたって

「金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）」に基づく弊社の勧誘方針は以下のとおりです。

- 弊社は、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、以下の基本姿勢に基づく販売活動に努めます。
- 弊社は、お客さまのニーズに沿った商品のご案内に努めます。
- 弊社は、主として電話やインターネットを通じてお客さまに弊社商品を直接販売しております。お客さまに弊社商品の内容を正しくご理解いただけるわかりやすい説明に努めると共に、電話による販売を行なう場合には時間帯等への十分な配慮に努めます。
- 弊社は、万が一保険事故が発生した場合には、迅速かつ的確な保険金支払いに努めます。
- 弊社は、お客さまの個人情報の適切な取り扱い・プライバシーの保護に努めます。
- 弊社は、お客さまのご意見・ご要望を真摯に受け止め、これらを反映した販売活動の推進に努めます。

Ⅲ. 主要な業務に関する事項

1. 2006 事業年度における業務の概況

当事業年度におけるわが国経済は、輸出の増加が続いており、高水準の企業収益や良好な業況感が維持され、設備投資も引き続き増加しています。また、雇用者所得が緩やかな増加を続けるもとの、個人消費は底堅く推移しており、住宅投資も振れを伴いつつ緩やかに増加しています。このような内外の需要の増加が続く中で景気は緩やかな拡大基調を辿りました。金融面をみると、企業金融を巡る環境は、緩和的な状態にあります。民間銀行は緩和的な貸出姿勢を続けている一方、民間の資金需要は増加しているため、企業の資金調達コストはやや上昇しております。

保険業界全体におきましては、来店型ショップの台頭や銀行窓販の強化など保険の販売方法の多様化により、販売する保険商品のシフトは見られたものの、設備投資の増加や物流量の増加といった経済活動の活発化等の景気回復を背景に、損害保険業界では、火災保険や海上保険、自動車保険など幅広い分野で堅調な推移をたどっております。

しかしながら、生命保険、損害保険の別にかかわらず、多くの保険会社で発生している保険金不払いの問題や、火災保険契約を中心とした保険契約者による保険料の過払いの問題により、保険業界全体が、国民から信頼を失うという危機に直面しており、今後は、コンプライアンスの徹底や募集体制の充実を通じた契約者保護の徹底がより一層求められ、それに対応するためにこれまで以上に経営資源を投入することが必要となります。

このような状況の中で、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の悲劇を踏まえ、「お客様が本当に必要としている保険は何か」を追求し、いつ何時発生するかも知れない大震災の悲劇を極小化するために、わかりやすく、簡単に、すぐ加入できる保険を提供すべく、2006年4月に「日本地震補償株式会社」を設立し、同年7月に社名を「日本震災パートナーズ株式会社」に変更し、さらに同年10月27日に関東財務局による関東財務局長（少額短期保険業者）第1号の登録を完了いたしました。

同年12月には、地震等による被災後の生活再建をバックアップすることをその目的とした日本初の地震被災者のための生活再建費用保険「リスタ」を販売開始いたしました。

現在のところ当社で取り扱っている保険種類は地震被災者のための生活再建費用保険「リスタ」のみであり、2007年3月末までの新契約件数は145件、引受保険金額合計は837,000千円となっておりますが、これは、地震被災者のための生活再建費用保険「リスタ」の販売開始が2006年12月であること、2007年3月末までは当社インターネットホームページおよびコールセンター経由の通販形式による直販のみの取扱いとしていたことが大きく影響しております。

当事業年度の経常収益は、少額短期保険業者としての事業開始が 2006 年 12 月 1 日からであり、正味営業期間が 4 ヶ月であったことから、正味収入保険料△47,287 千円（収入保険料 2,370 千円より支払再保険料 49,658 千円控除後）、利息及び配当金収入 390 千円であり、△46,896 千円となりました。一方、経常費用は、保険契約の損害発生がゼロ（損害率 0%）だったことから、正味支払保険金、支払備金ともに発生額はゼロであり、営業費及び一般管理費は 331,223 千円、責任準備金繰入額は 1,844 千円であったことなどから、348,004 千円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた当事業年度の経常損失は 394,901 千円となり、法人税及び住民税を計上した結果、当期純損失は 395,772 千円、1 株当たりの当期純損失は 93,037 円 70 銭となりました。

<財産及び損益の状況の推移>

(単位：千円)

区分		平成 18 年度
年度末 契約高	個人保険	2,370
正味収入保険料 (地震被災者のための生活 再建費用保険)		△47,287
利息及び配当金収入		390
経常損失		394,901
当期純損失		395,772
総資産		850,287
1 株当たり当期純損失		93,037 円 70 銭

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

区分 \ 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
経常収益	—	—	△46,896 千円
経常損失	—	—	394,901 千円
当期純損失	—	—	395,772 千円
資本金の額 (発行済株式の総数)	—	—	1,013,870 千円
純資産額	—	—	760,027 千円
総資産額	—	—	850,287 千円
責任準備金残高	—	—	1,844 千円
有価証券残高	—	—	—
ソルベンシー・マージン比率	—	—	1373.0%
配当性向	—	—	—
従業員数	—	—	8 名
正味収入保険料の額	—	—	△47,287 千円

* 1 正味収入保険料の内訳は以下のとおりです。

年間収受保険料 : 2,370 千円
 支払再保険料 : 49,658 千円
 差し引き額 : △47,287 千円

* 2 当社の営業開始日は平成 18 年 12 月 1 日です。

3. 直近の2事業年度における業務の状況

① 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 正味収入保険料

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	△47,287 千円	100.0%
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	△47,287 千円	100.0%

* 1 正味収入保険料とは、元受収入保険料から当社を契約者とする再保険契約により当社が支払った再保険料を控除したものをいいます。

(2) 元受正味保険料

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	2,351 千円	100.0%
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	2,351 千円	100.0%

* 1 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	49,658 千円	100.0%
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	49,658 千円	100.0%

* 1 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 保険引受利益

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	△47,307 千円	100.0%
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	△47,307 千円	100.0%

(5) 正味支払保険金

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	0 円	—
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	0 円	—

* 1 正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から、当社を契約者とする再保険契約により回収した再保険金を控除したものをいいます。

* 2 平成 18 年度のリスタの保険金支払はございませんでした。

(6) 元受正味保険金

種目	年度	平成 17 年度		平成 18 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
地震被災者のための生活再建費用保険		—	—	0 円	—
その他の保険		—	—	—	—
合計		—	—	0 円	—

* 1 元受正味保険金とは、元受契約の支払保険金から元受契約にかかる求償等により回収した金額を控除したものをいいます。

* 2 平成 18 年度のリスタの保険金支払はございませんでした。

(7) 回収再保険金

該当事項はございません

② 保険契約に関する指標等

(1) 契約者配当金の額

該当事項はございません

(2) 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

年度 種目	平成 17 年度			平成 18 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
地震被災者のための 生活再建費用保険	—	—	—	0.0%	△700.7%	△700.7%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	0.0%	△700.7%	△700.7%

* 1 正味損害率とは、『(正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)』
のことをいいます。

* 2 正味事業費率とは、『保険引受にかかる事業費 ÷ 正味収入保険料』 のことをい
います。

* 3 合算率とは、『正味損害率 + 正味事業費率』 のことをいいます。

(3) 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

年度 種目	平成 17 年度			平成 18 年度		
	発生 損害率	事業費 率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
地震被災者のための 生活再建費用保険	—	—	—	0.0%	62,903.2%	62,903.2%
その他の保険	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	0.0%	62,903.2%	62,903.2%

* 1 発生損害率とは、『(出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前
の既経過保険料』 のことをいいます。

* 2 事業費率とは、『(諸手数料及び集金費 + 保険引受にかかる営業費及び一般管理
費) ÷ 出再控除前の既経過保険料』 のことをいいます。

* 3 合算率とは、『発生損害率 + 事業費率』 のことをいいます。

* 4 出再控除前の既経過保険料とは、『収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増
額』 のことをいいます。

(4) 出再を行なった再保険会社の数と出再保険料の上位 5 社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再保険料の割合
17 社	63.5%

(5) 支払再保険料の格付ごとの割合

格付区分	出再保険料における割合
A ⁻ 以上	100%
BBB 以上	—
その他	—
合計	100%

* 1 格付区分は、スタンダード&プアーズ社および AM Best 社の格付を使用しております。

(6) 未収再保険金の額

該当事項はございません

③ 経理に関する指標等

(1) 支払備金

年度 種目	平成 17 年度	平成 18 年度
地震被災者のための 生活再建費用保険	—	—
その他の保険	—	—
合計	—	—

(2) 責任準備金

年度 種目	平成 17 年度	平成 18 年度
地震被災者のための 生活再建費用保険	—	1,844 千円
その他の保険	—	—
合計	—	1,844 千円

(3) 利益準備金および任意積立金の区分ごとの残高

該当事項はございません

(4) 損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	発生損害率が 1% 上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1 % ・ 増加する発生損害額を考慮しても保険金の総額が正味収入保険料に異常災害損失率を乗じた額を超えないので異常危険準備金の取り崩しは考慮いたしません。 ・ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額
経常損失の増加額	5.2 千円

④ 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

年度 区分	平成 17 年度		平成 18 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	—	—	748,518 千円	88.0%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	—	—	748,518 千円	88.0%
総資産	—	—	850,287 千円	100.0%

(2) 利息配当収入の額および運用利回り

年度 区分	平成 17 年度		平成 18 年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
現預金	—	—	390 千円	0.1%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	390 千円	0.1%
その他	—		—	
合計	—		390 千円	

* 1 利回りは、『収入金額 ÷ 月平均運用額』で算出しております。

(3) 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

該当事項はございません

(4) 保有有価証券利回り

該当事項はございません

(5) 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当事項はございません



4. 責任準備金の残高の内訳

【2006 年度末】

種目	区分	普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金等	合計
地震被災者のための 生活再建費用保険		1,844 千円	—	—	1,844 千円
その他の保険		—	—	—	—
合計		1,844 千円	—	—	1,844 千円

IV. 運営に関する事項

1. リスク管理の体制

当社ではリスク管理が最重要課題であると認識し、取締役会で適切なリスクに対する判断ができるよう、取締役会から委任を受けた経営執行委員会および経営執行委員会から委任を受けたリスク管理委員会が、当社を取り巻くあらゆるリスクについて、実質的な議論を行ない、適宜取締役会に報告しております。巨大地震発生直後の特定地域の引受制限および解除につきましてもリスク管理委員会で決議しております。

また、役職員からの当社リスクに対する報告先はリスク管理委員会となっており、すべての情報がリスク管理委員会に集まる体制となっております。

なお、当社に影響を及ぼすリスクは以下のものであり、特にリスタは地震等による被災を補償対象としておりますので、保険引受リスクについては再保険の手当て、保険契約地域の分散政策など様々な観点からリスク回避を図っております。

- (1) 保険引受リスク
- (2) オペレーションリスク（事務リスク・システムリスク等）
- (3) 信用リスク
- (4) 市場リスク
- (5) 風評リスク

2. 法令遵守の体制

当社ではコンプライアンスの重視がお客様サービスに結びつくことと認識し、『日本震災パートナーズ行動憲章』を定め、役職員一人ひとりに法令等を遵守した行動を促しております。

また法令等に違反する行為ばかりでなくお客様からの苦情対応についてもその情報が取締役会に適切に報告されるよう経営執行委員会および経営執行委員会の委任を受けたコンプライアンス委員会でモニタリングされております。

コンプライアンス委員会は最高経営責任者がその委員長となり、原則毎月1回委員会を開催し、苦情の受付状況、苦情の対応状況、法令改正動向等の報告を受け必要な対応を議論すると共に、コンプライアンスプログラム等取締役会で決議される事項について事前に協議を行っております。

なお、本年度はコンプライアンスマニュアルを策定し、役職員へ法令等を遵守することの大切さを啓蒙しております。

3. 個人情報の取り扱いについて

当社は保険商品を扱う金融機関として当社がお客様などから取得した個人情報につきましては細心の注意を図り管理しております。

当社ホームページでは個人情報保護宣言を掲げ、当社が取得した個人情報の利用目的を明示するなど法令に則った適切な個人情報の管理を実践しております。

個人情報保護宣言

ー弊社の個人情報保護に関する取扱いについてー

日本震災パートナーズ株式会社

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、少額短期保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針に従って、適切な措置を講じます。弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、重要事項説明書に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- 保険契約のお見積り、お引受け、維持、管理
- 保険金のお支払い手続き
- 弊社または弊社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- 弊社の業務に関する商品・サービスの充実や各種の調査

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取扱いを委託する場合
- 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供す

る場合

4. センシティブ情報のお取扱い

弊社は、保険業法施行規則第 53 条の 10 に基づき、本籍地等のセンシティブ情報の取得・利用・第三者提供を、相続手続を伴う保険金支払事務等の業務上必要な範囲に限定しています。

5. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券等に記載された連絡先にお問い合わせください。弊社は、ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

6. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記 8 のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。弊社は、ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の方法により手続を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。安全管理措置に関するご質問については、下記 8 のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

8. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。弊社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

日本震災パートナーズ株式会社 お客様相談室

所在地：〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-1-30 イタリア文化会館ビル

電話：03-3261-5195（受付時間：午前 9 時～午後 6 時 土日祝祭日を除く。）

V. 財産の状況

1. 計算書類

① 貸借対照表

(単位：千円)

科目	年度	平成 17 年 3 月末現在	平成 18 年 3 月末現在	科目	期別	平成 17 年 3 月末現在	平成 18 年 3 月末現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預金		—	748,518	保険契約準備金		—	1,844
現金		—	28	責任準備金		—	1,844
預貯金		—	748,490	その他負債		—	88,415
有形固定資産		—	9,028	外国再保険借		—	47,727
建物		—	8,272	未払法人税等		—	870
動産		—	756	未払金		—	38,016
無形固定資産		—	53,978	預り金		—	1,801
ソフトウェア		—	53,978				
その他資産		—	28,761	負債の部 合計		—	90,259
未収金		—	1,085	(純資産の部)			
未収保険料		—	40	資本金		—	1,013,870
前払費用		—	3,101	資本剰余金		—	141,930
未収収益		—	74	資本準備金		—	141,930
仮払金		—	2,072	利益剰余金		—	△395,772
預託金		—	22,307	その他利益剰余金		—	△395,772
未収還付法人税等		—	78	繰越利益剰余金		—	△395,772
供託金		—	10,000	株主資本合計		—	760,027
				純資産の部 合計		—	760,027
資産の部 合計		—	850,287	負債及び純資産の部 合計		—	850,287

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物（建物付属設備を除く）…定額法

上記以外の有形固定資産…定率法

無形固定資産…定額法

また、ソフトウェアについては、会社所定の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

957千円

3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
税務上繰越欠損金	141,672
責任準備金	667
その他	537
繰延税金資産 小計	142,878
評価性引当額	△142,878
繰延税金資産 合計	—

4. リースにより使用する固定資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
動産	7,310	1,218	6,092
ソフトウェア	80,957	5,492	75,464



(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	16,596	千円
1年超	66,085	千円
合計	82,681	千円

5. 責任準備金の内訳

普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	1,844	千円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	—	千円
差引 (イ)	1,844	千円
<u>その他の責任準備金 (ロ)</u>	—	千円
計 (イ+ロ)	1,844	千円

6. 1株当たりの純資産額

79,070円68銭

7. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

② 損益計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成 17 年度	平成 18 年度
		—	平成 18 年 4 月 3 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
経常収益		—	△46,896
保険引受収益		—	△47,287
正味収入保険料		—	△47,287
資産運用収益		—	390
利息及び配当金等収入		—	390
その他経常収益		—	—
経常費用		—	348,004
保険引受費用		—	1,986
諸手数料及び集金費		—	123
解約返戻金		—	19
支払準備金繰入額		—	—
責任準備金繰入額		—	1,844
資産運用費用		—	—
営業費及び一般管理費		—	331,223
その他経常費用		—	14,794
税金		—	9,412
減価償却費		—	5,290
その他の経常費用		—	91
経常損失		—	394,901
特別利益		—	—
特別損失		—	—
税引前当期純損失		—	394,901
法人税及び住民税		—	870
当期純損失		—	395,772



1. 収益及び費用に関する内訳

(1) 正味収入保険料

収入保険料	2,370	千円
<u>支払再保険料</u>	<u>49,658</u>	<u>千円</u>
差引	△47,287	千円

(2) 責任準備金繰入額

普通責任準備金繰入額	1,844	千円
<u>同上にかかる出再責任準備金</u>	<u>－</u>	<u>千円</u>
差引	1,844	千円
<u>その他責任準備金繰入額</u>	<u>－</u>	<u>千円</u>
計	1,844	千円

(3) 利息及び配当金収入

<u>預貯金利息</u>	<u>390</u>	<u>千円</u>
計	390	千円

2. 1株当たりの当期純損失

93,037円70銭

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	年度	平成 17 年度	平成 18 年度 平成 18 年 4 月 3 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
I 営業活動によるキャッシュフロー		—	
税金等調整前当期純損失		—	△394,901
減価償却費		—	5,290
責任準備金等の増加額		—	1,844
受取利息及び受取配当金		—	△390
支払利息		—	91
その他資産の増加額		—	△38,667
その他負債の増加額		—	87,544
小計		—	△339,189
利息及び配当金の受取額		—	297
利息の支払額		—	△91
法人税等の支払額		—	—
営業活動によるキャッシュフロー		—	△338,983
II 投資活動によるキャッシュフロー			
不動産及び動産の取得による支出		—	△68,297
投資活動によるキャッシュフロー		—	△68,297
III 財務活動によるキャッシュフロー			
株式の発行による収入		—	1,135,800
財務活動によるキャッシュフロー		—	1,135,800
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額		—	728,518
VI 現金及び現金同等物期首残高		—	20,000
VII 現金及び現金同等物期末残高		—	748,518

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュフロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以上の定期預金等の短期投資からなっております。

④ 株主資本等変動計算書

【平成 17 年度】

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰 余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰 余金合計		
前事業年度 末残高	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度 変動額	—	—	—	—	—	—	—
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度変 動額合計	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度末 残高	—	—	—	—	—	—	—

【平成 18 年度】

(平成 18 年 4 月 3 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰 余金合 計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰 余金合計		
前事業年度 末残高	—	—	—	—	—	—	—
当事業年度 変動額							
新株の発行	1,013,870	141,930	141,930	—	—	1,155,800	1,155,800
当期純利益	—	—	—	△395,772	△395,772	△395,772	△395,772
当事業年度変 動額合計	1,013,870	141,930	141,930	△395,772	△395,772	760,027	760,027
当事業年度末 残高	1,013,870	141,930	141,930	△395,772	△395,772	760,027	760,027

1. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	—	9,612 株	—	9,612 株

(注) 増加は新株の発行によるものであります。

2. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

項目	年度	平成 17 年度末	平成 18 年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額		—	760,027 千円
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）		—	760,027 千円
② 価格変動準備金		—	—
③ 異常危険準備金		—	—
④ 一般貸倒引当金		—	—
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）		—	—
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）		—	—
⑦ 契約者配当準備金		—	—
⑧ 将来利益		—	—
⑨ 税効果相当額		—	—
⑩ 負債性資本調達手段等		—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))		—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))		—	—
⑪ 控除項目（－）		—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$		—	110,710 千円
R1 一般保険リスク相当額		—	—
R2 資産運用リスク相当額		—	7,485 千円
R3 経営管理リスク相当額		—	3,224 千円
R4 巨大災害リスク相当額		—	100,000 千円
ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}		—	1373.0%



3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

該当事項はございません

(2) 金銭の信託

該当事項はございません

4. 計算書類の会計監査人の監査

新日本監査法人による会計監査を受け、独立監査人の監査報告書を受領しております。

5. 財務諸表の正確性について

当社の平成 18 年度の財務諸表につきましては、適正に作成されたことを確認いたします。

平成 19 年 5 月 25 日

日本震災パートナーズ株式会社

代表取締役社長

多田健太郎